別記様式第２号（その１の１）

（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

基 本 計 画 書

基 本 計 画

事項	記入欄	備考
計画の区分	大学の収容定員に係る学則変更	
フリガナ 設置者	ガッコウホウジン　ジチイカダイガク 学校法人　自治医科大学	
フリガナ 大学の名称	ジチイカダイガク 自治医科大学	
大学本部の位置	栃木県下野市薬師寺3,311番地１	
大学の目的	へき地等の地域社会の医療の確保及び向上のために高度な医療能力を有する医師並びに地域住民の保健医療及び福祉に貢献できる総合的な看護職を養成することを目的とする。	
新設学部等の目的	へき地を含む地域での医師の確保が極めて困難な状況になっていることに鑑み、 地域医療の第一線の現場で活躍し得る総合医をより多く養成し、医師確保に苦慮する都道府県のニーズに対応することを目的とする。	

新設学部等の概要

新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地	備考
	年	人	年次 人	人			年　月 第　年次		
医学部 医学科	6	123 (100)	—	623 (100)	学士（医学）	医学関係	令和7年4月 第1年次	栃木県下野市薬師寺3,311番地1	医学部医学科の今回の23名の入学定員の増員は、令和7年度のみの臨時定員増である。また、医学部医学科の令和6年度における収容定員は738人（当初600名）である。
看護学部 看護学科	4	105	—	420	学士（看護学）	保健衛生学関係（看護学関係）	平成14年4月	栃木県下野市薬師寺3,311番地159	
計									

	入学定員	収容定員
令和6年度	123 (100)	738 (600)
令和7年度	123	738
令和8年度	100	715
令和9年度	100	692
令和10年度	100	669
令和11年度	100	646
令和12年度	100	623
令和13年度	100	600

同一設置者内における変更状況（定員の移行，名称の変更等）	

教育課程

新設学部等の名称	開設する授業科目の総数：講義	演習	実験・実習	計	卒業要件単位数
—	—科目	—科目	—科目	—科目	—単位

学部等の名称	基幹教員：教授	准教授	講師	助教	計	助手	基幹教員以外の教員（助手を除く）	備考
新設分 医学部医学科	53人 (53)	36人 (36)	53人 (53)	133人 (133)	275人 (275)	0人 (0)	183人 (183)	
a．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，主要授業科目を担当するもの	53人 (53)	36人 (36)	53人 (53)	133人 (133)	275人 (275)			大学設置基準別表第一ロに定める基幹教員数の四分の三の数 105人
b．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａに該当する者を除く）	0人 (0)	0人 (0)	0人 (0)	0人 (0)	0人 (0)			
小計（ａ～ｂ）	53人 (53)	36人 (36)	53人 (53)	133人 (133)	275人 (275)			
ｃ．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ又はｂに該当する者を除く）	0人 (0)	0人 (0)	0人 (0)	0人 (0)	0人 (0)			
ｄ．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し，かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ，ｂ又はcに該当する者を除く）	0人 (0)	0人 (0)	0人 (0)	0人 (0)	0人 (0)			
計（ａ～ｄ）	53人 (53)	36人 (36)	53人 (53)	133人 (133)	275人 (275)			
看護学部看護学科	13 (13)	8 (8)	12 (12)	14 (14)	47 (47)	0 (0)	72 (72)	
ａ．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，主要授業科目を担当するもの	13 (13)	8 (8)	12 (12)	14 (14)	47 (47)			大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 7.5人
ｂ．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａに該当する者を除く）	()	()	()	()	()			
小計（ａ～ｂ）	()	()	()	()	()			
ｃ．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ又はｂに該当する者を除く）	()	()	()	()	()			
ｄ．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し，かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ，ｂ又はcに該当する者を除く）	()	()	()	()	()			
計（ａ～ｄ）	13 (13)	8 (8)	12 (12)	14 (14)	47 (47)			
計	66 (66)	44 (44)	65 (65)	147 (147)	322 (322)	0 (0)	255 (255)	

既設分	該当なし	()	()	()	()	()	()	()	
	a．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，主要授業科目を担当するもの	()	()	()	()	()			大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 〇〇人
	b．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａに該当する者を除く）	()	()	()	()	()			
	小計（ａ～ｂ）	()	()	()	()	()			
	c．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ又はｂに該当する者を除く）	()	()	()	()	()			
	d．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し，かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ，ｂ又はcに該当する者を除く）	()	()	()	()	()			
	計（ａ～ｄ）	()	()	()	()	()			
	該当なし	()	()	()	()	()	()	()	
	a．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，主要授業科目を担当するもの	()	()	()	()	()			大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 〇〇人
	b．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａに該当する者を除く）	()	()	()	()	()			
	小計（ａ～ｂ）	()	()	()	()	()			
	c．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ又はｂに該当する者を除く）	()	()	()	()	()			
	d．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し，かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ，ｂ又はcに該当する者を除く）	()	()	()	()	()			
	計（ａ～ｄ）	()	()	()	()	()			
	計	()	()	()	()	()	()	()	
合計		()	()	()	()	()	()	()	

職種	専属	その他	計
事務職員	115人 (115)	42人 (42)	157人 (157)
技術職員	56 (56)	15 (15)	71 (71)
図書館職員	10 (10)	3 (3)	13 (13)
その他の職員	7 (7)	0 (0)	7 (7)
指導補助者	0 (0)	0 (0)	0 (0)
計	188 (188)	60 (60)	248 (248)

校地等	区分	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計
	校舎敷地	300,446.50㎡	0㎡	0㎡	300,446.50㎡
	その他	205,173.54㎡	0㎡	0㎡	205,173.54㎡
	合計	505,620.04㎡	0㎡	0㎡	505,620.04㎡

	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計
校舎	86,990.79㎡ (86,990.79㎡)	㎡ (㎡)	㎡ (㎡)	86,990.79㎡ (86,990.79㎡)

教室・教員研究室	教室	77室	教員研究室	504室	大学全体

図書・設備	新設学部等の名称	図書〔うち外国書〕冊	電子図書〔うち外国書〕	学術雑誌〔うち外国書〕種	電子ジャーナル〔うち外国書〕	機械・器具 点	標本 0点
	大学全体	255,513〔115,289〕 (241,713〔114,689〕)	58〔3〕 (58〔3〕)	3,323〔1,608〕 (3,323〔1,608〕)	11,994〔10,322〕 (11,994〔10,322〕)	31,496 (31,496)	( )
	計	255,513〔115,289〕 (241,713〔114,689〕)	58〔3〕 (58〔3〕)	3,323〔1,608〕 (3,323〔1,608〕)	11,994〔10,322〕 (11,994〔10,322〕)	31,496 (31,496)	( )

スポーツ施設等	スポーツ施設	講堂	厚生補導施設	
	449.16㎡	2630.88㎡	6271.42㎡	大学全体

経費の見積り及び維持方法の概要

経費の見積り

区　分	開設前年度	第１年次	第２年次	第３年次	第４年次	第５年次	第６年次	
教員１人当り研究費等		（医学部）						
		1583　千円	1583　千円	1583　千円	1583　千円	1583　千円	1583　千円	
		（看護学部）						
		教授　804　千円	804　千円	804　千円	804　千円	―	―	
		准教授　593　千円	593　千円	593　千円	593　千円	―	―	
		講師　472　千円	472　千円	472　千円	472　千円	―	―	
		助教　462　千円	462　千円	462　千円	462　千円	―	―	
共同研究費等		（医学部）						
		105,000　千円	105,000　千円	105,000　千円	105,000　千円	105,000　千円	105,000　千円	
		（看護学部）						
		3,500　千円	3,500　千円	3,500　千円	3,500　千円	―	―	
図書購入費		（医学部）						図書費には電子ジャーナル・データベースの整備費（運用コスト）含む
		252,000　千円	252,000　千円	252,000　千円	252,000　千円	252,000　千円	252,000　千円	
		（看護学部）						
		4,876　千円	4,876　千円	4,876　千円	4,876　千円	―	―	
設備購入費		（医学部）						
		129,000　千円	129,000　千円	129,000　千円	129,000　千円	129,000　千円	129,000　千円	
		（看護学部）						
		13,118　千円	13,118　千円	13,118　千円	13,118　千円	―	―	

	第１年次	第２年次	第３年次	第４年次	第５年次	第６年次
学生１人当り納付金	（医学部）					
	4,600千円	3,600千円	3,600千円	3,600千円	3,600千円	3,600千円
	（看護学部）					
	1,850千円	1,350千円	1,350千円	1,350千円	―　千円	―　千円
学生納付金以外の維持方法の概要	私立大学等経常費補助金、資産運用収入、雑収入　等					

既設大学等の状況

大学等の名称	自治医科大学							
学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所在地
	年	人	年次人	人		倍		
医学部医学科	6	123	―	738	学士（医学）	1.02 ≪1.00≫		
看護学部看護学科	4	105	―	420	学士（看護学）	1.01 ≪1.00≫		

附属施設の概要

名称	自治医科大学附属病院
目的	地域医療確保の先駆的な役割を担うとともに本学の教育理念を実践に移す場
所在地	栃木県下野市薬師寺3,311番地1
設置年月	昭和49年1月
規模等	病床数1,132床　標榜診療科数31科　面積155,458.01㎡
名称	自治医科大学附属さいたま医療センター
目的	地域医療への貢献とへき地等の医療に従事する医師の育成と生涯教育
所在地	埼玉県さいたま市大宮区天沼町1-847
設置年月	平成元年12月
規模等	病床数628床　標榜診療科数20科　面積75,335.17㎡
名称	地域医療学センター
目的	地域医療の向上、発展に必要な教育、研究、診療の実現
所在地	栃木県下野市薬師寺3,311番地1
設置年月	平成16年4月
規模等	面積1,193.27㎡
名称	分子病態治療研究センター
目的	先端医科学の研究開発を実施する組織
所在地	栃木県下野市薬師寺3,311番地1
設置年月	昭和49年3月
規模等	面積2,944.33㎡
名称	ＲＩセンター
目的	放射線共同利用
所在地	栃木県下野市薬師寺3,311番地1
設置年月	平成10年4月
規模等	面積782.20㎡
名称	実験医学センター
目的	実験動物の飼育・管理、実験動物の中央管理化
所在地	栃木県下野市薬師寺3,311番地1
設置年月	昭和49年4月
規模等	面積5,078.94㎡
名称	メディカルシミュレーションセンター
目的	医療の質と安全及び生産性を向上させる
所在地	栃木県下野市薬師寺3,311番地1
設置年月	平成20年4月
規模等	面積980.12㎡

附属施設の概要	名称	先端医療技術開発センター	
	目的	実験用ミニブタを用いた先進的大型実験動物施設	
	所在地	栃木県下野市薬師寺3,311番地1	
	設置年月	平成21年4月	
	規模等	面積1,206.3㎡	
	名称	地域臨床教育センター	
	目的	自治医科大学及び大学拠点病院における卒前・卒後教育、研究の充実と発展を図る	
	所在地	栃木県下野市薬師寺3,311番地1	
	設置年月	平成27年8月	
	規模等	面積55.00㎡	
	名称	データサイエンスセンター	
	目的	大規模医療・生物医学データの管理、それらのデータを用いた研究を実施する組織	
	所在地	栃木県下野市薬師寺3,311番地1	
	設置年月	平成29年4月	
	規模等	面積150.20㎡	
	名称	オープンイノベーションセンター	
	目的	外部組織と大型共同研究を推進し知的財産の創出及び社会実装の促進を図る	
	所在地	栃木県下野市薬師寺3,311番地1	
	設置年月	平成30年7月	
	規模等	面積207.60㎡	
	名称	遺伝子治療研究センター	
	目的	遺伝子治療における基礎から臨床応用に至る橋渡し研究の加速化を図る	
	所在地	栃木県下野市薬師寺3,311番地1	
	設置年月	平成30年10月	
	規模等	面積0㎡	

（注）

1　共同学科の認可の申請及び届出の場合，「計画の区分」，「新設学部等の目的」，「新設学部等の概要」，「教育課程」及び「新設分」の欄に記入せず，斜線を引くこと。

2　「新設分」及び「既設分」の備考の「大学設置基準別表第一イ」については、専門職大学にあっては「専門職大学設置基準別表第一イ」、短期大学にあっては「短期大学設置基準別表第一イ」，専門職短期大学にあっては「専門職短期大学設置基準別表第一イ」にそれぞれ読み替えて作成すること。

3「既設分」については，共同学科等に係る数を除いたものとすること。

4　私立の大学の学部又は短期大学の学科の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は，「教育課程」，「教室・教員研究室」，「図書・設備」及び「スポーツ施設等」の欄に記入せず，斜線を引くこと。

5　大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は，「教育課程」，「校地等」，「校舎」，「教室・教員研究室」，「図書・設備」，「スポーツ施設等」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず，斜線を引くこと。

6　「教育課程」の欄の「実験・実習」には，実技も含むこと。

7　空欄には，「－」又は「該当なし」と記入すること。

学校法人自治医科大学　設置認可に関わる組織の移行表

令和６年度	入学定員	編入学定員	収容定員
自治医科大学			
医学部			
医学科	123	―	738
計			738

令和７年度	入学定員	編入学定員	収容定員	変更の事由
自治医科大学				
医学部				
医学科	123	―	738	定員変更（23）
計	123		738	

※令和６年度で終了となる入学定員増の再申請（令和７年度のみの臨時定員増）

都道府県内における位置関係の図面

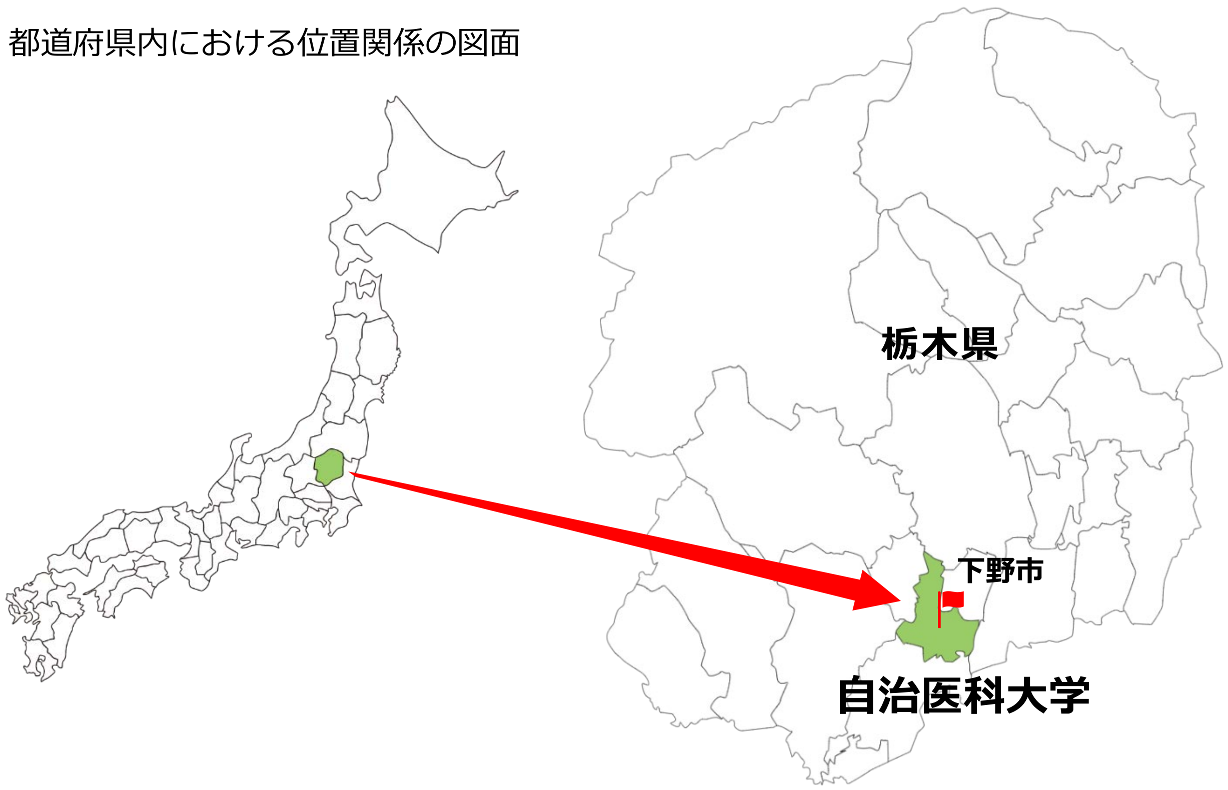

最寄り駅からの距離がわかる図面

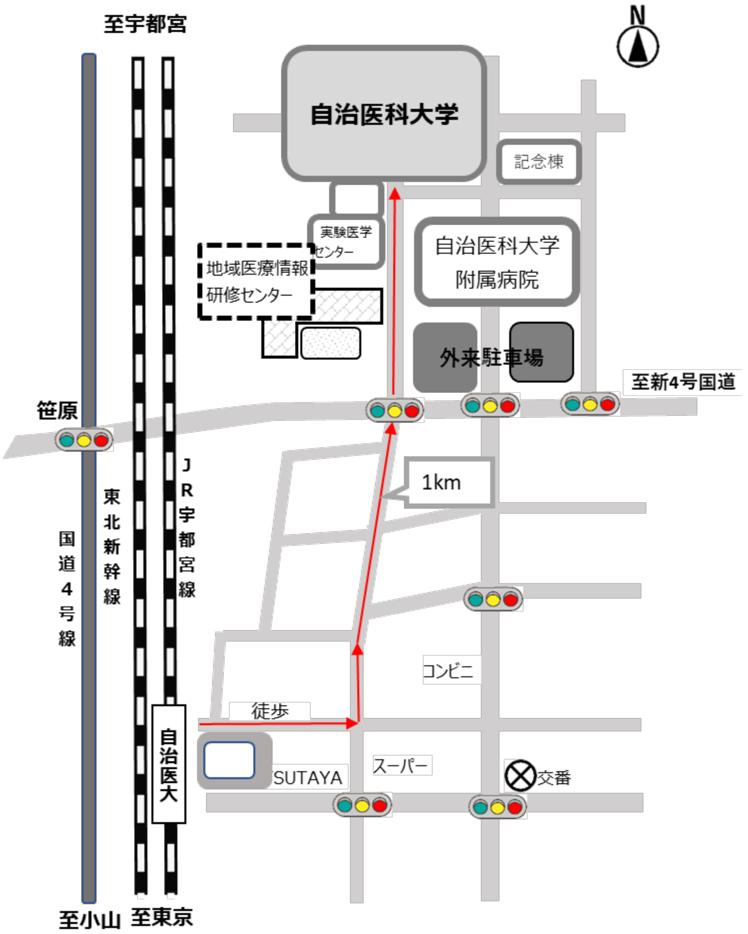

交通機関及び所要時間がわかる図面

・JR 宇都宮線「自治医大駅」下車　徒歩 15 分または接続バスで 5 分

・東北新幹線利用時「東京方面から小山駅」、「東北方面からは宇都宮駅」で下車し、
　JR 宇都宮線に乗り換え

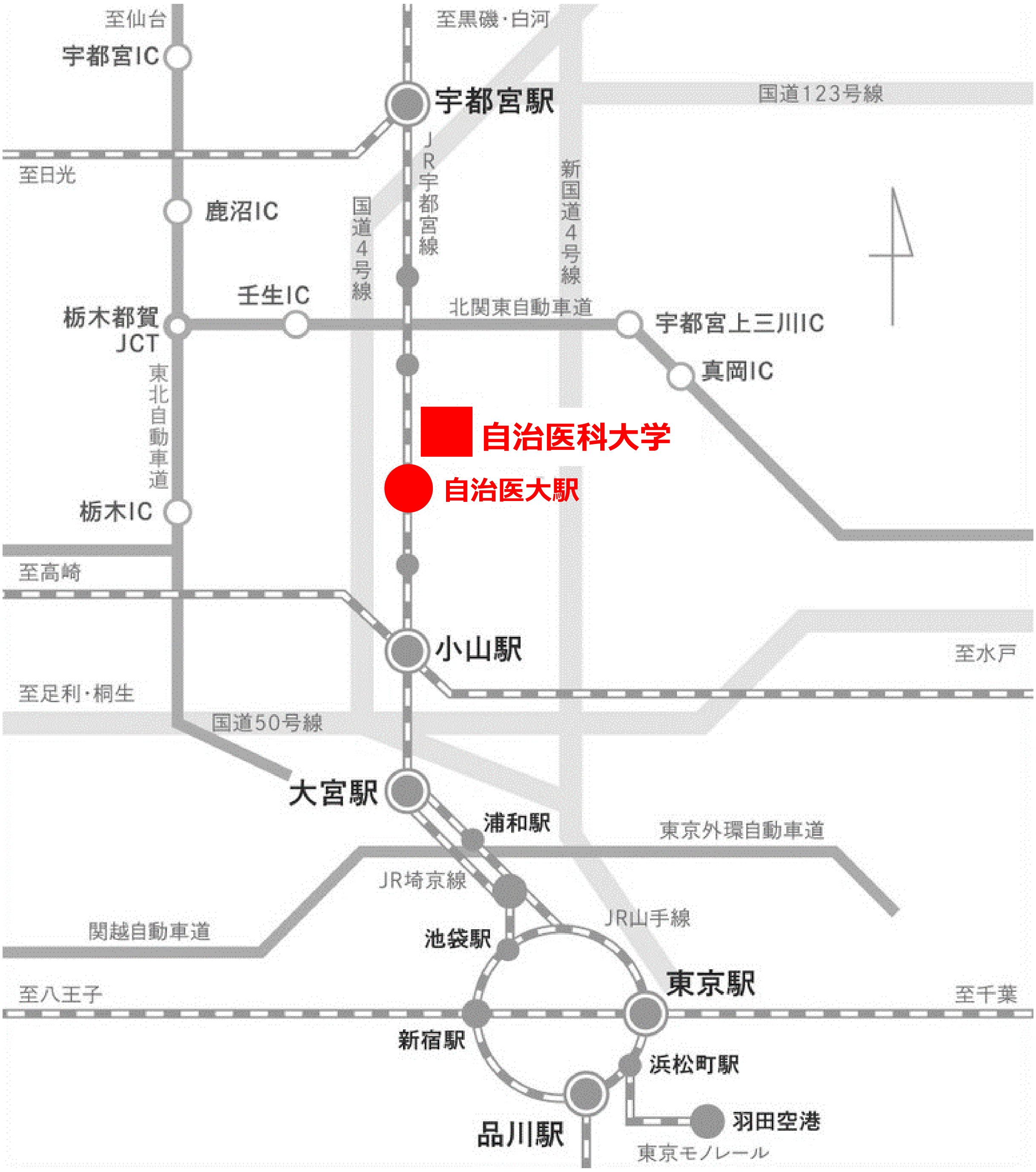

自治医科大学構内敷地案内図

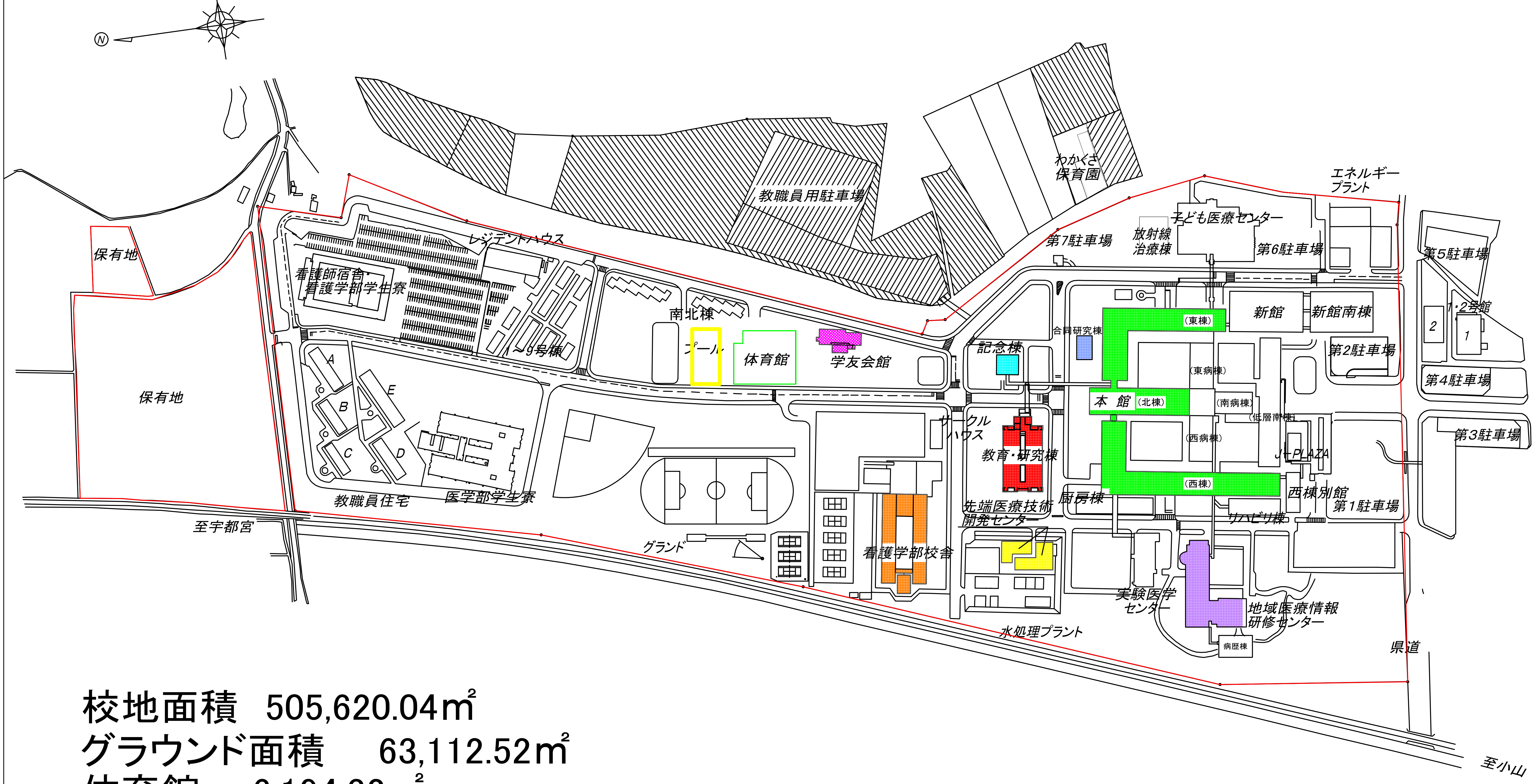

校地面積　505,620.04㎡

グラウンド面積　63,112.52㎡

体育館　6,194.32㎡

プール　449.16㎡

看護学部校舎 9,866.49㎡	地域医療情報 研修センター 10,394.83㎡	20周年記念棟 10,434.95㎡	本館 37,221.80㎡	学友会館 1,583.36㎡	教育研究棟 24,899.28㎡	合同研究棟 416.91㎡	先端医療技術 開発センター 1,206.3㎡

学則案の全文

○自治医科大学学則

（昭和 47 年 2 月 5 日制定）

改正	昭和 47 年 12 月 1 日	昭和 49 年 4 月 1 日	昭和 49 年 12 月 23 日
	昭和 50 年 4 月 1 日	昭和 52 年 4 月 1 日	昭和 53 年 4 月 1 日
	昭和 53 年 10 月 1 日	昭和 54 年 4 月 1 日	昭和 54 年 10 月 1 日
	昭和 55 年 4 月 1 日	昭和 56 年 4 月 1 日	昭和 56 年 10 月 1 日
	昭和 58 年 4 月 1 日	昭和 59 年 4 月 1 日	昭和 59 年 9 月 1 日
	昭和 60 年 4 月 1 日	昭和 61 年 2 月 6 日	昭和 62 年 4 月 1 日
	昭和 63 年 4 月 1 日	平成元年 4 月 1 日	平成 2 年 4 月 1 日
	平成 2 年 8 月 28 日	平成 3 年 4 月 1 日	平成 4 年 4 月 1 日
	平成 4 年 6 月 1 日	平成 5 年 4 月 1 日	平成 7 年 5 月 30 日
	平成 8 年 4 月 1 日	平成 9 年規則第 2 号	平成 10 年規則第 1 号
	平成 10 年規則第 7 号	平成 11 年 4 月 1 日	平成 11 年規則第 6 号
	平成 12 年規則第 1 号	平成 12 年規則第 5 号	平成 12 年規則第 7 号
	平成 12 年規則第 8 号	平成 13 年規則第 6 号	平成 13 年規則第 8 号
	平成 14 年規則第 7 号	平成 15 年規則第 1 号	平成 15 年規則第 2 号
	平成 15 年規則第 7 号	平成 17 年規則第 2 号	平成 18 年規則第 1 号
	平成 18 年規則第 8 号	平成 19 年規則第 6 号	平成 19 年規則第 9 号
	平成 20 年規則第 1 号	平成 21 年規則第 5 号	平成 22 年規則第 2 号
	平成 23 年規則第 2 号	平成 24 年規則第 2 号	平成 25 年規則第 1 号
	平成 26 年規則第 2 号	平成 27 年規則第 1 号	平成 27 年規則第 6 号
	平成 27 年規則第 8 号	平成 29 年規則第 1 号	平成 30 年規則第 1 号
	平成 30 年規則第 10 号	令和 2 年規則第 1 号	令和 2 年規則第 8 号
	令和 3 年規則第 1 号	令和 3 年規則第 5 号	令和 4 年規則第 1 号
	令和 5 年規則第 2 号	令和 6 年規則第 1 号	--年--月--日規則第--号

第 1 章　総則

（目的及び使命）

第 1 条　自治医科大学(以下「本学」という。)は、教育基本法(昭和 22 年法律第 25 号)及び学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に基づき、医学及び看護学の教育及び研究を行い、へき地等の地域社会の医療の確保及び向上のために高度な医療能力を有する医師を養成するとともに、高度な医療と地域の看護に従事できる看護職者を養成することを目的とし、あわせて医学及び看護学の進歩を図り人類の福祉に貢献することを使命とする。

（自己点検・評価）

第 2 条　本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うとともに、その結果に基づいて教育研究活動等の改善及び充実に努める。

2　前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の認定及び実施体制については、別に定める。

（学部及び学科の組織及び目的）

第3条　本学に、医学部医学科及び看護学部看護学科を置く。

2　医学部医学科は、医の倫理に徹し、高度な医学知識と臨床的能力を備え、かつ、医療に恵まれない地域の医療に進んで挺身する気概ある医師を養成することを目的とする。

3　看護学部看護学科は、高い資質と倫理観を持ち、高度な医療並びに地域住民の保健医療及び福祉に貢献できる総合的な看護職者を養成することを目的とする。

（大学院）

第4条　本学に大学院を置く。

2　大学院学則は、別に定める。

第2章　授業科目並びに学科目及び講座

（授業科目）

第5条　本学の授業科目は、医学科にあっては別表第1、看護学科にあっては別表第2のとおりとする。ただし、必要があるときは、分科を置くことができる。

（学科目及び講座）

第6条　本学に置かれる学科目及び講座は、別に定める。

第3章　収容定員

（収容定員）

第7条　本学の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
医学部	医学科	100人	600人
看護学部	看護学科	105人	420人
計		205人	1,020人

2　前項の規定にかかわらず、医学部医学科の入学定員は、平成20年度は110人、平成21年度から平成23年度までは113人、平成24年度から令和7年度までは123人とし、医学部医学科の収容定員は、次のとおりとする。

平成20年度	610人	平成29年度から令和7年度まで	738人
平成21年度	623人	令和8年度	715人
平成22年度	636人	令和9年度	692人
平成23年度	649人	令和10年度	669人
平成24年度	672人	令和11年度	646人
平成25年度	695人	令和12年度	623人
平成26年度	708人		
平成27年度	718人		
平成28年度	728人		

第4章　修業年限、学年、学期及び休業日

（修業年限）

第8条　本学の修業年限は、医学科にあっては6年、看護学科にあっては4年とする。

（学年及び学期）

第9条　学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2　学期は、学年を分けて、次のとおりとする。

(1)　医学部
第1学期　4月1日から7月31日まで
第2学期　8月1日から11月30日まで
第3学期　12月1日から3月31日まで
(2)　看護学部
前学期　4月1日から9月30日まで
後学期　10月1日から3月31日まで

(休業日)

第10条　授業を行わない日(以下「休業日」という。)は、次のとおりとする。
(1)　日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
(2)　春季休業　4月29日から5月5日まで
(3)　夏季休業　7月21日から8月31日まで
(4)　冬季休業　12月25日から1月7日まで
(5)　学年末休業　3月21日から4月11日まで

2　春季休業、夏季休業、冬季休業及び学年末休業は、教育上必要があるときは、学長は、これを変更することができる。

3　臨時休業日は、その都度学長が定める。

第5章　教育課程、履修方法、在学期間等

(授業の方法)

第11条　授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2　文部科学大臣が別に定めるところにより、前項に規定する授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(教育課程及び履修方法)

第11条の2　教育課程は、医学科にあっては別表第1、看護学科にあっては別表第2のとおりとする。

2　教育課程の授業科目の履修方法については、教授会の意見を聴いて、別に定める。

(1年間の授業期間)

第12条　1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

(単位の計算方法等)

第13条　各授業科目の単位計算方法は、次の基準によるものとする。
(1)　講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
(2)　演習については、医学科にあっては15時間、看護学科にあっては30時間の授業をもって1単位とする。
(3)　実験、実習及び実技については、医学科にあっては30時間、看護学科にあっては45時間をもって1単位とする。

2　前項の規定にかかわらず、看護学科にあっては教育上必要があると認めたときは、講義及び演習については、15時間から30時間まで、実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の時間の授業をもって1単位とすることができる。

3　授業科目の単位数については、別表第1及び第2に定める単位数によるものとする。

（授業科目修了の認定及び単位の授与）
第14条　授業科目修了の認定及び単位の授与は、試験その他の審査によりこれを行う。
2　前項に関する取扱いは、医学科においては医学部教授会、看護学科においては看護学部教授会の意見を聴いて、別に定める。
（入学前の既修得単位の認定）
第14条の2　新たに本学の第1年次に入学した者が入学前に、他大学において履修した授業科目について修得した単位は、教育上有益と認める場合は、本学において履修したものとして認定することができる。
2　前項により、修得したものとして認定し、又は与えることができる単位数は、60単位を超えない範囲とする。
3　入学前の既修得単位の取扱いは、別に定める。
（成績の評価）
第15条　授業科目の成績は、優、良、可及び不可の4種とする。
2　前項の評価基準並びに前条の試験及び審査方法は、教授会の意見を聴いて、別に定める。
（在学期間）
第16条　医学科における在学期間は、第3学年修了まで通算して5年以内、第6学年修了まで通算して9年以内とする。ただし、第1学年及び第2学年の在学期間は、それぞれ2年を超えることができない。
2　看護学科における在学期間は、8年以内とする。
3　第23条の規定による再入学又は転入学者の入学前における当該大学の在学期間は、本学の在学期間に通算するものとする。

第6章　入学、進級、退学、休学、除籍等

（入学等）
第17条　入学及び進級の時期は、毎年4月とする。
（入学資格）
第18条　本学に入学を許可される者は、次の各号の一に該当する者で、本学が行う入学検定に合格し、かつ、所定の手続きを経たものでなければならない。
(1)　高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
(2)　通常の課程による12年の学校教育を修了した者
(3)　外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
(4)　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
(5)　文部科学大臣の指定した者
(6)　高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
（進級）
第19条　進級の取扱いは、医学科においては医学部教授会、看護学科においては看護学部教授会の意見を聴いて、別に定める。
（退学）

第20条　病気その他やむを得ない事由により退学しようとする者は、事由を詳記した退学願を提出し、かつ、学長の許可を受けなければならない。

(休学)

第21条　病気その他やむを得ない事由により3箇月以上修学できない者は、医師の診断書又は詳細な事由書を提出のうえ、学長の許可を受け、その学年の終わりまで休学することができる。ただし、特別の事由がある場合は、1年を限り延長を許可することがある。

2　休学期間は、通算して3年をこえることはできない。

3　休学期間中にその事由が消滅したときは、学長の許可を受けて、復学することができる。

4　休学期間は、在学期間に算入しない。

第22条　削除

(再入学及び転入学)

第23条　次の各号の一に該当する者があるときは、学生の欠員があり、かつ、教育上差し支えない場合に限り、学長は、選考のうえ相当の学年に入学を許可することができる。

(1)　第20条の規定により退学した者又は第24条第2号及び第3号の規定により除籍された者のうちその事由が消滅したもので再入学を願い出たもの

(2)　他の大学の医学部医学科に在学する者で所属大学長の許可書を添えて本学の医学部医学科に転入学を願い出たもの

(3)　他の大学の看護学部看護学科その他これに相当する学部学科に在学する者で所属大学長の許可書を添えて本学の看護学部看護学科に転入学を願い出たもの

(除籍)

第24条　次の各号の一に該当する者は、教授会の意見を聴いて、学長が除籍する。

(1)　第16条に定める在学期間をこえた者

(2)　第21条第1項又は第2項に定める休学期間をこえてなお修学できない者

(3)　病気その他の事由により成業の見込みがないと認められた者

(4)　看護学科にあっては、第26条に定める授業料、実験実習費及び施設設備費の納入を怠り、督促してもなお納入しない者

(5)　長期間にわたり行方不明の者

(6)　死亡した者

第7章　卒業及び学位

(卒業及び学位)

第25条　学長は、次の各号のすべてに該当する者に対し、教授会の意見を聴いて、卒業の認定を行い、卒業証書を授与する。

(1)　第8条に規定する修業年限以上在学した者

(2)　第11条の2第1項に規定する教育課程を履修した者

(3)　医学科にあっては、Post-CC　OSCE、卒業試験及び総合判定試験に合格した者

2　前項の規定により卒業した者に対し、医学科においては学士(医学)、看護学科にあっては学士(看護学)の学位を授与するものとする。

3　学位の授与に関する必要な事項は、別に定める。

4　医学科における卒業試験、総合判定試験その他卒業の取扱いについては、医学部教授会の意見を聴いて、別に定める。

第8章　入学検定料、入学料、授業料等

（入学検定料、入学料、授業料等）

第26条　本学の入学検定料、入学料並びに授業料、実験実習費及び施設整備費（以下「授業料等」という。）の額は、次のとおりとする。

区分	医学部	看護学部
入学検定料	20,000円	30,000円
入学料	1,000,000円	500,000円
授業料	年額1,800,000円	年額850,000円
実験実習費	年額　500,000円	年額300,000円
施設設備費	年額1,300,000円	年額200,000円

2　大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）に基づき、授業料等減免対象者として本学が認定した学生に対して、前項に規定する入学料及び授業料の減免を行うものとする。

（入学検定料の納入）

第27条　入学検定料は、入学志願書提出の際に、納入するものとする。

2　前項の規定により納入した入学検定料は、返還しない。

（入学料、授業料等の納入）

第28条　医学科における入学料、授業料等は、自治医科大学医学部修学資金貸与規程（昭和47年4月1日制定）の定めるところにより納入するものとする。

2　看護学科における入学料は、入学手続の際納入するものとする。

3　看護学科における授業料等は、年額の2分の1に相当する額を、毎年4月及び10月のそれぞれの月の末日までに納入しなければならない。

4　第2項の規定により納入した入学料は、返還しない。

第29条　削除

（休学の場合における授業料等）

第30条　第21条に規定する休学の許可を受けた者については、月割計算により、休学した日の前日の属する月の翌月から復学した日の属する月の前月までの授業料等を免除するものとする。

（看護学科における復学した場合の授業料等）

第31条　看護学科において、学年の中途に復学した者の授業料等は、月割計算により、復学した日の属する月から次の納入期の前月までの授業料等に相当する額を、復学した月の末日までに納入しなければならない。

（看護学科における退学等の場合の授業料等）

第32条　看護学科において、学年の中途で退学し、又は除籍された者の授業料は、月割計算により、退学し、又は除籍された月までの授業料等に相当する額を徴収する。

2　第34条第2項に規定する停学の期間中に係る授業料は、徴収する。

第9章　表彰及び懲戒

（表彰）

第33条　学長は、学業及び操行が優秀で他の学生の模範となる学生を、教授会の意見を聴いて、表彰することができる。

（懲戒）

第34条　学長は、学生が学則その他の規程に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、教授会の意見を聴いて、その学生を懲戒することができる。

2　懲戒の種類は、退学、停学及び譴責とする。
3　前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行うことができる。
(1)　性行不良で改善の見込みがないと認められる者
(2)　正当な理由がなくて出席が常でない者
(3)　本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第 10 章　研究生、聴講生、科目等履修生及び外国人留学生

(研究生)

第 35 条　本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障がない場合に限り、選考のうえ研究生として入学を許可することがある。
2　前項に定めるもののほか、研究生に関する必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第 36 条　本学所定の授業科目中、1 科目又は数科目について聴講を志願する者があるときは、教育に支障のない限り、選考のうえ、聴講生としての入学を許可することがある。
2　前項の授業科目には、実験、実習及び実技は含まれない。
3　前 2 項に定めるもののほか、聴講生に関する必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第 37 条　本学所定の授業科目中、1 科目又は数科目について履修を志願する者があるときは、教育に支障のない限り、選考のうえ、科目等履修生としての入学を許可することがある。
2　科目等履修生で授業科目を履修し、試験に合格した者に対しては、当該授業科目の単位修得の認定を行うことができる。
3　前 2 項に定めるもののほか、科目等履修生に関する必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第 38 条　外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、教育研究に支障のない限り、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。
2　前項に定めるもののほか、外国人留学生に関する必要な事項は、別に定める。

第 11 章　公開講座

(公開講座)

第 39 条　本学は、公開講座を開催することがある。
2　公開講座の開催に関し必要な事項は、別に定める。

第 12 章　職員の組織

(職員の組織)

第 40 条　本学に、学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、事務職員及び技術職員を置く。
2　前項のほか、本学に副学長その他必要な職員を置くことができる。
3　職員の職務については、別に定める。

第 13 章　教授会等

(教授会)

第41条　本学の医学部及び看護学部に、教育研究に関する重要な事項を審議するため、教授会を置く。
2　教授会は、学部長及び教授をもって組織する。ただし、必要があると認めるときは、医学部においては准教授を、看護学部においては准教授及び講師を加えることができる。
3　教授会は、学長が次の事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
(1)　学則の制定及び改廃に関する事項
(2)　学科課程、授業及び試験に関する事項
(3)　学生の入学、退学、休学及び卒業に関する事項
(4)　学位の授与に関する事項
(5)　学生の厚生補導及び賞罰に関する事項
(6)　教授、准教授の人選に関する事項
4　教授会は、前項に定めるもののほか、学長及び学部長（以下この項において「学長等」という。）が掌る教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
5　教授会の運営に関する規程は、別に定める。
(学長補佐会議)
第41条の2　本学に、学長の諮問組織として学長補佐会議を置く。
2　学長補佐会議に関する規程は、別に定める。

第14章　教育研究施設

(教育研究施設)
第42条　本学に、次の教育研究施設を置く。
(1)　附属病院
(2)　附属さいたま医療センター
(3)　地域医療学センター
(4)　分子病態治療研究センター
(5)　情報センター
(6)　図書館
(7)　RIセンター
(8)　実験医学センター
(9)　メディカルシミュレーションセンター
(10)　先端医療技術開発センター
(11)　地域臨床教育センター
(12)　データサイエンスセンター

第15章　学生寮

(学生寮)
第43条　本学に、学生寮を置く。
2　学生寮に関する規程は、別に定める。

第16章　補則

(細則への委任)
第44条　この規則に定めるもののほか、この規則の実施のための必要な細則は、別に定める。

附　則

この規則は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(昭和 47 年 12 月 1 日)

この規則は、昭和 47 年 12 月 1 日から施行する。

附　則(昭和 49 年 4 月 1 日)

この規則は、昭和 49 年 4 月 1 日から適用する。

附　則(昭和 49 年 12 月 23 日)

この規則は、昭和 50 年度の入学試験に係るものから適用する。

附　則(昭和 50 年 4 月 1 日)

この規則は、昭和 50 年 4 月 1 日から適用する。

附　則(昭和 52 年 4 月 1 日)

この規則は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(昭和 53 年 4 月 1 日)

この規則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 15 条第 1 項及び第 2 項並びに第 18 条第 1 項の改正規定は、昭和 53 年度に入学した者から適用する。

附　則(昭和 53 年 10 月 1 日)

この規則は、昭和 53 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 31 条の改正規定は、昭和 54 年 4 月 1 日以降受入れ又は研究期間を更新した者に適用する。

附　則(昭和 54 年 4 月 1 日)

この規則は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(昭和 54 年 10 月 1 日)

この規則は、昭和 54 年 10 月 1 日から施行し、昭和 55 年度入学者選抜試験から適用する。

附　則(昭和 55 年 4 月 1 日)

この規則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(昭和 56 年 4 月 1 日)

1　この規則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

2　この規則による改正後の自治医科大学学則第 20 条第 2 項の規定は、昭和 56 年 4 月 1 日以後の休学から適用する。

附　則(昭和 56 年 10 月 1 日)

この規則は、昭和 56 年 10 月 1 日から施行し、昭和 57 年度入学者選抜試験から適用する。

附　則(昭和 58 年 4 月 1 日)

この規則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(昭和59年4月1日)

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附　則(昭和59年9月1日)

この規則は、昭和59年9月1日から施行し、昭和60年度入学者選抜試験から適用する。

附　則(昭和60年4月1日)

1　この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

2　この規則による改正後の自治医科大学学則(以下「改正後の規則」という。)第4条第1項第1号、別表第1及び別表第3(心理学の時間及び単位に係る部分に限る。)の規定は、昭和60年度の入学者から適用し、昭和59年度までの入学者については、なお従前の例による。

3　改正後の規則第10条第2項及び別表第3(人間生物学の時間及び科目数に係る部分に限る。)の規定は、昭和59年度の入学者から適用し、昭和58年度までの入学者については、なお従前の例による。

4　改正後の規則第24条第2号から第5号までの規定は、昭和61年度の入学者から適用し、昭和60年度までの入学者については、なお従前の例による。

附　則(昭和61年2月6日)

1　この規則は、昭和61年2月6日から施行する。

2　この規則による改正後の自治医科大学学則第4条第1項第1号、第18条第2項、別表第1及び別表第3の規定は、昭和61年度の入学者から適用し、昭和60年度までの入学者については、なお従前の例による。

附　則(昭和62年4月1日)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附　則(昭和63年4月1日)

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附　則(平成元年4月1日)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附　則(平成2年4月1日)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附　則(平成2年8月28日)

この規則は、栃木県知事の認可の日(平成2年8月28日)から施行する。

附　則(平成3年4月1日)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。ただし、平成3年度において第6学年になる者に対する改正後の別表第3の2の適用については、なお従前の例による。

附　則(平成4年4月1日)

1　この規則は、平成4年4月1日から施行する。
2　この規則による改正後の自治医科大学学則(以下「改正後の規則」という。)第23条第2項の規定は、平成3年7月1日から適用する。
3　改正前の自治医科大学学則第23条第2項の規定による医学士の称号は、改正後の規則第23条第2項の規定による学士(医学)の学位とみなす。

附　則(平成4年6月1日)
この規則は、平成4年6月1日から施行する。

附　則(平成5年4月1日)
1　この規則は、平成5年4月1日から施行する。
2　平成5年3月31日に在学する者及び第21条の規定により平成5年4月1日以降に2学年以上の相当する学年に入学を許可された者については、改正後の自治医科大学学則の規定(第9条の規定を除く。)にかかわらず、なお従前の例による。

附　則(平成7年5月30日)
1　この規則は、平成7年5月30日から施行する。
2　改正後の第24条第1号の規定は、平成8年度の入学者選抜試験から適用し、改正後の第24条第2号から第5号までの規定は、平成8年度の入学者から適用する。
3　この規則の施行の際現に自治医科大学に在学する者については、この規則による改正後の自治医科大学学則にかかわらず、なお従前の例による。

附　則(平成8年4月1日)
1　この規則は、平成8年4月1日から施行する。
2　改正後の別表第3の4総合医療中総合医療II及び総合医療IIIに係る規定は、平成7年度の入学者から適用し、平成6年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附　則(平成9年規則第2号)
この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附　則(平成10年規則第1号)
1　この規則は、平成10年4月1日から施行する。
2　改正後の第10条第2項及び別表第3の7の規定は、施行日において第6学年の者については、なお従前の例による。

附　則(平成10年規則第7号)
1　この規則は、平成11年4月1日から施行する。
2　改正後の別表第3の1総合教育に係る規定は、平成11年度の入学者から適用し、平成11年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附　則(平成11年4月1日)
この規則は、平成11年4月1日から施行する

附　則(平成 11 年規則第 6 号)

1　この規則は、平成 11 年 7 月 1 日から施行する。

2　改正後の第 24 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定は、平成 12 年度の入学者から適用し、平成 11 年度までの入学者については、なお従前の例による。

附　則(平成 12 年規則第 1 号)

1　この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

2　改正後の別表第 3 の 2 医科学入門、3 基礎医学入門並びに 4 総合医療の総合医療 I 及び総合医療 II の規定は、平成 12 年度の入学者から適用し、平成 12 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。

3　改正後の別表第 3 の 4 総合医療の総合医療 IV、5 基礎臨床系統講義、7 臨床医学 I、8 臨床医学 II 及び 9 社会医学の規定は、施行日に新たに第 3 学年に進級した者から適用し、平成 12 年 3 月 31 日に第 3 学年、第 4 学年及び第 5 学年に在学する者については、なお従前の例による。

附　則(平成 12 年規則第 5 号)

この規則は、平成 12 年 7 月 1 日から施行すること。

附　則(平成 12 年規則第 7 号)

この規則は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。

附　則(平成 12 年規則第 8 号)

この規則は、平成 12 年 12 月 1 日から施行する。

附　則(平成 13 年規則第 6 号)

この規則は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

附　則(平成 13 年規則第 8 号)

1　この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

2　平成 14 年度から平成 16 年度までの各年度における看護学部看護学科の第 3 学年編入学定員及び収容定員は、この規則による改正後の自治医科大学学則(以下「改正後の規則」という。)第 7 条の規定にかかわらず次の表のとおりとする。

年度	第 3 学年編入学定員	収容定員
平成 14 年度	0 人	100 人
平成 15 年度	0 人	200 人
平成 16 年度	10 人	310 人

3　この学則の施行日前に医学部医学科に入学した者については、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則(平成 14 年規則第 7 号)

1　この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

2　改正後の別表第 1 の 1 総合教育、3 基礎医学及び 11 卒業に必要な単位数の規定は、平成 15 年度の入学者から適用し、平成 15 年度 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。

附　則(平成 15 年規則第 1 号)

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 15 年規則第 2 号)

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 15 年規則第 7 号)

1　この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2　改正後の第 16 条第 1 項、第 19 条第 1 項第 1 号から第 4 号及び第 6 号、第 25 条第 1 項第 3 号及び同条第 3 項の規定並びに別表第 1 の規定は、平成 16 年度の入学生から適用し、平成 16 年 3 月 31 日在学する者については、なお従前の例による。

3　前項の規定にかかわらず、平成 16 年 3 月 31 日に在学する者で施行日以後新たに第 3 学年に進級する者については、改正前の別表第 1 の 5 基礎臨床系統講義の授業科目の腫瘍を除き、必修 18 科目、合計 40.9 単位として適用し、かつ、改正後の別表第 1 の 7 臨床医学 I 及び 9 社会医学 II に係る規定を適用する。

附　則(平成 17 年規則第 2 号)

1　この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2　改正後の別表第 1 の 1 総合教育に係る規定は、平成 17 年度の入学者から適用し、平成 17 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。

附　則(平成 18 年規則第 1 号)

1　この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2　改正後の別表第 1 の 5 基礎臨床系統講義及び 11 卒業に必要な単位数に係る規定は、施行日以後第 3 学年に進級する者から適用し、平成 18 年 3 月 31 日現在第 3 学年から第 6 学年までに在学する者については、なお従前の例による。

附　則(平成 18 年規則第 8 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 19 年規則第 6 号)

この規則は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附　則(平成 19 年規則第 9 号)

この規則は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

附　則(平成 20 年規則第 1 号)

1　この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2　改正後の別表第 2 の規定は、施行日以降に入学する者から適用し、平成 20 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。

附　則(平成 21 年規則第 5 号)

1　この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2　改正後の別表第1の3基礎医学の動物性機能生理学、植物性機能生理学及び細菌学の規定は、平成21年度の入学者から適用し、平成21年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。
3　改正後の別表第1の6社会医学Ⅰの規定は、平成21年度の入学者から適用し、平成21年3月31日に第1学年に在学する者については、なお従前の例による。
4　改正後の別表第1の3基礎医学の臨床解剖学、5基礎臨床系統講義及び11卒業に必要な単位数に係る規定は、施行日に新たに第3学年に進級した者から適用し、平成21年3月31日に第3学年、第4学年及び第5学年に在学する者については、なお従前の例による。
5　改正後の別表第1の7臨床医学Ⅰ及び9社会医学Ⅱの規定は、施行日に新たに第3学年及び第4学年に進級した者から適用し、平成21年3月31日に第4学年及び第5学年に在学する者については、なお従前の例による。

附　則(平成22年規則第2号)
1　この規則は、平成22年4月1日から施行する。
2　改正後の学則の規定にかかわらず、平成22年3月31日に在学する看護学部編入学者については、なお、従前の例による。

附　則(平成23年規則第2号)
この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附　則(平成24年規則第2号)
1　この規則は、平成24年4月1日から施行する。
2　改正後の別表第2（第5条、第11条関係）に係る規定は、平成24年度の看護学部入学者から適用し、平成24年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附　則(平成25年規則第1号)
この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附　則(平成26年規則第2号)
この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附　則(平成27年規則第1号)
この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附　則(平成27年規則第6号)
この規則は、平成27年8月1日から施行する。

附　則(平成27年規則第8号)
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附　則(平成29年規則第1号)
1　この規則は、平成29年4月1日から施行する。
2　改正後の別表第2（第5条、第11条関係）に係る規定は、平成29年度の看護学部入学者から適用し、平成29年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附　則(平成 30 年規則第 1 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 30 年規則第 10 号)

この規則は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

附　則(令和 2 年規則第 1 号)

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(令和 2 年規則第 8 号)

この規則は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附　則(令和 3 年規則第 1 号)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(令和 3 年規則第 5 号)

1　この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

2　改正後の別表第 1 の 4 地域医療学に係る規定は、令和 4 年度に第 5 学年及び第 6 学年に在学する者については、なお従前の例による。

3　改正後の別表第 2 に係る規定は、令和 4 年度の看護学部入学者から適用し、令和 3 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。

附　則(令和 4 年規則第 1 号)

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(令和 5 年規則第 2 号)

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(令和 6 年規則第 1 号)

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(--年--月--日規則第--号)

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 5 条、第 11 条の 2 関係)

1　総合教育選択　10 科目以上

授業科目		単位	対象学年	備考
人文社会系	哲学 歴史 文学 心理学 医学古典語 法学 社会学 経済学	10.0 単位以上	1 学年	選択必修

自然系	数学 物理学 化学 生物学 情報学 保健体育 医療安全学 薬理学			
外国語系	英語 ドイツ語 フランス語 中国語 韓国語			

2　総合教育必修　13 科目

授業科目	単位	対象学年	備考
心理学概論	1.0 単位	1 学年	必修
生命科学 1	7.15 単位	1 学年	
生命科学 2	2.05 単位	1 学年	
総合体育演習	1.0 単位	1 学年	
総合英語演習	3.2 単位	1 学年	
哲学概論	0.8 単位	1 学年	
地域福祉と社会学	1.0 単位	1 学年	
対人援助の知識と実践	1.0 単位	2 学年	
臨床英語	0.5 単位	2 学年	
医学医療情報学 （医療統計学） （医学医療情報学実習）	2.05 単位 （1.3 単位） （0.75 単位）	1 学年	
倫理学概論	0.8 単位	1 学年	
医科教養	5.7 単位	1 学年	
計	26.25 単位		

3　基礎医学　必修 18 科目　　選択 1 科目

授業科目	単位	対象学年	備考
解剖学	5.1 単位	1 学年	必修
組織学（総論）	1.8 単位	1 学年	
組織学（各論）	2.85 単位	2 学年	
神経解剖学	1.8 単位	2 学年	
人類遺伝学	1.15 単位	1 学年	
生化学	4.1 単位	1 学年	
病態生化学	2.0 単位	2 学年	
動物性機能生理学	3.6 単位	2 学年	
植物性機能生理学	4.75 単位	2 学年	
薬理学	3.7 単位	2 学年	
免疫学	1.2 単位	2 学年	
ウイルス学	2.65 単位	2 学年	
細菌学	2.95 単位	2 学年	

医動物学	2.65 単位	2 学年	
病理学総論	2.4 単位	2 学年	
病理学実習	1.8 単位	3 学年	
発生学	0.8 単位	1 学年	
分子医学入門	0.9 単位	2 学年	
計	46.2 単位		
臨床解剖学	0.75 単位	6 学年	選択

4　地域医療学　必修 9 科目

授業科目	単位	対象学年	備考
早期体験実習	0.65 単位	1 学年	必修
地域医療学総論	1.0 単位	1 学年	
地域医療学各論 1	1.0 単位	2 学年	
地域福祉実習	1.1 単位	2 学年	
地域医療学各論 2	1.9 単位	3 学年	
地域医療学各論 3	1.0 単位	4 学年	
地域医療学各論 4	1.0 単位	5 学年	
地域医療学総括	0.4 単位	6 学年	
医療政策学	0.6 単位	1 学年	
計	8.65 単位		

5　基礎臨床系統講義　必修 19 科目

授業科目	単位	対象学年	備考
循環	3.0 単位	2 学年	必修
腎臓	1.5 単位	2 学年	
消化	3.9 単位	2 学年	
呼吸	2.5 単位	2 学年	
血液	2.5 単位	2 学年	
神経	3.5 単位	3 学年	
内分泌代謝	2.5 単位	3 学年	
アレルギー・リウマチ	1.5 単位	3 学年	
皮膚	1.5 単位	3 学年	
精神医学	2.6 単位	3 学年	
成長発達	3.4 単位	3 学年	
外科	1.0 単位	3 学年	
運動	1.7 単位	3 学年	
生殖	3.0 単位	3 学年	
泌尿器	1.5 単位	3 学年	
耳鼻咽喉	1.7 単位	3 学年	
眼	1.7 単位	3 学年	
麻酔	1.0 単位	3 学年	
感染	2.3 単位	3 学年	
計	42.3 単位		

6　社会医学　必修 6 科目

授業科目	単位	対象学年	備考
環境医学	2.5 単位	3 学年	必修

環境医学実習	1.5 単位	3 学年	
疫学	1.8 単位	3 学年	
疫学実習	0.75 単位	3 学年	
公衆衛生学	3.45 単位	5 学年	
法医学・医事法	2.1 単位	3 学年	
計	12.1 単位		

7 臨床医学Ⅰ診断学実習 1 必修 1 科目
診断学実習 2 必修 1 科目
診断学実習 3 必修 1 科目
臨床講義　　必修 1 科目
総合診断学 1 必修 1 科目
総合診断学 2 必修 3 科目
臨床実習　　必修 31 科目　選択必修 4 科目

授業科目	必修		選択必修	
	単位	対象学年	単位	対象学年
診断学実習 1	2.0 単位	3 学年		
診断学実習 2	1.75 単位	4 学年		
診断学実習 3	1.25 単位	4 学年		
臨床講義	5.0 単位	4～5 学年		
総合診断学 1	0.5 単位	2 学年		
総合診断学 2	6.0 単位	3 学年		
（テュートリアル）	（3.7 単位）			
（症候学）	（1.3 単位）			
（臨床推論）	（1.0 単位）			
臨床実習				
循環器内科	2.4 単位	4～5 学年	5.0 単位	5～6 学年
腎臓内科	2.4 単位	4～5 学年	5.0 単位	5～6 学年
消化器内科	2.4 単位	4～5 学年	5.0 単位	5～6 学年
呼吸器内科	2.4 単位	4～5 学年	5.0 単位	5～6 学年
神経内科	2.4 単位	4～5 学年	5.0 単位	5～6 学年
血液科	2.4 単位	4～5 学年	5.0 単位	5～6 学年
内分泌代謝科	2.4 単位	4～5 学年	5.0 単位	5～6 学年
アレルギー・リウマチ科	2.4 単位	4～5 学年	5.0 単位	5～6 学年

皮膚科	1.2 単位	4～5 学年	5.0 単位	5～6 学年
放射線科	1.2 単位	4～5 学年	5.0 単位	5～6 学年
精神科	2.4 単位	4～5 学年	5.0 単位	5～6 学年
小児科	3.6 単位	4～5 学年	5.0 単位	5～6 学年
心臓血管外科	1.2 単位	4～5 学年	5.0 単位	5～6 学年
呼吸器外科	1.2 単位	4～5 学年	5.0 単位	5～6 学年
消化器一般移植外科	3.6 単位	4～5 学年		
脳神経外科	2.4 単位	4～5 学年	5.0 単位	5～6 学年
小児外科又は形成外科・歯科口腔外科（各科 0.6 単位）	1.2 単位	4～5 学年		
整形外科	3.6 単位	4～5 学年	5.0 単位	5～6 学年
産科婦人科	3.6 単位	4～5 学年	5.0 単位	5～6 学年
泌尿器科	2.4 単位	4～5 学年	5.0 単位	5～6 学年
耳鼻咽喉科	2.4 単位	4～5 学年	5.0 単位	5～6 学年
眼科	1.2 単位	4～5 学年	5.0 単位	5～6 学年
臨床検査	2.4 単位	4～5 学年	5.0 単位	5～6 学年
地域医療Ⅰ	3.6 単位	4～5 学年	5.0 単位	5～6 学年
救急	2.4 単位	4～5 学年	5.0 単位	5～6 学年
総合医学	4.8 単位	4～5 学年	5.0 単位	5～6 学年
感染症科	1.2 単位	4～5 学年	5.0 単位	5～6 学年
麻酔科	1.2 単位	4～5 学年	5.0 単位	5～6 学年
集中治療	0.95 単位	4～5 学年	5.0 単位	5～6 学年
臨床薬理	0.25 単位	4～5 学年		
地域医療Ⅱ	2.5 単位	5 学年		
病理診断			5.0 単位	5～6 学年
学外地域病院			5.0 単位	5～6 学年

緩和ケア			5.0 単位	5～6 学年
総合診療内科			5.0 単位	5～6 学年
消化器外科			5.0 単位	5～6 学年
乳腺科			5.0 単位	5～6 学年
移植外科			5.0 単位	5～6 学年
形成外科			5.0 単位	5～6 学年
小児外科			5.0 単位	5～6 学年
医療政策学			5.0 単位	5～6 学年
都道府県拠点病院			5.0 単位	6 学年
計	106.2 単位			

8　臨床医学 II　必修 7 科目

授業科目	単位	対象学年	備考
臨床検査医学	1.5 単位	4 学年	必修
歯科口腔外科学	1.0 単位	3 学年	
臨床病理カンファランス	1.5 単位	4 学年	
臨床薬理学	2.0 単位	4 学年	
救急医学	1.0 単位	3 学年	
緩和ケア	0.8 単位	5 学年	
総合医療から考える高齢者医療	0.8 単位	4 学年	
計	8.6 単位		

9　臨床総括講義　必修 15 科目

授業科目	単位	対象学年	備考
内科学	9.2 単位	5～6 学年	必修
（循環器内科学）	(1.2 単位)	5～6 学年	
（腎臓内科学）	(0.8 単位)	5～6 学年	
（消化器内科学）	(1.2 単位)	5～6 学年	
（呼吸器内科学）	(1.2 単位)	6 学年	
（神経内科学）	(1.2 単位)	6 学年	
（血液学）	(0.8 単位)	5～6 学年	
（内分泌代謝学）	(1.2 単位)	6 学年	
（アレルギー膠原病学）	(0.8 単位)	6 学年	
（老年医学）	(0.4 単位)	6 学年	
（災害医療）	(0.4 単位)	6 学年	
皮膚科学	0.8 単位	6 学年	
放射線医学	1.2 単位	6 学年	

精神医学	0.8 単位	6 学年	
小児科学	1.6 単位	6 学年	
外科学	3.0 単位	6 学年	
（呼吸器外科学）	(0.4 単位)	6 学年	
（心臓血管外科学）	(0.6 単位)	6 学年	
（消化器一般移植外科学）	(1.6 単位)	6 学年	
（小児外科学）	(0.2 単位)	6 学年	
（形成外科学）	(0.2 単位)	6 学年	
脳神経外科学	1.0 単位	6 学年	
整形外科学	0.8 単位	6 学年	
産科婦人科学	1.6 単位	6 学年	
泌尿器科学	0.8 単位	6 学年	
耳鼻咽喉科学	0.8 単位	6 学年	
眼科学	0.8 単位	6 学年	
麻酔科学	0.8 単位	6 学年	
臨床検査医学	0.5 単位	6 学年	
社会医学	1.0 単位	6 学年	
計	24.7 単位		

10　総合科目

授業科目	単位	対象学年	備考
セミナー	15 時間 1.0 単位	全学年	選択
2 学年セミナー	10 時間 1.0 単位	2 学年	

11　卒業に必要な単位数

必修及び選択必修科目の合計	285.0 単位以上

別表第 2(第 5 条、第 11 条の 2 関係）

授業科目			単位		対象学年
			必修	選択	
基礎科学分野	自然の成り立ち	気象学		1 単位	1～2 学年
		化学		1 単位	1～2 学年
		生物学	1 単位		1 学年
		人体科学の基礎		1 単位	1～2 学年
		医療とバイオテクノロジー		1 単位	1～2 学年
		災害学		1 単位	1～2 学年
		宇宙学		1 単位	1～2 学年
		卒業に必要な単位数	1 単位	2 単位以上	
	人間の本質の理解	哲学		1 単位	1～2 学年
		倫理学	1 単位		1 学年
		歴史学		1 単位	1～2 学年

		心理学	2 単位		2 学年
		社会言語学		1 単位	1 学年、4 学年
		教育学		2 単位	1～2 学年
		人間関係論		1 単位	1 学年
		身体活動論		1 単位	1～2 学年
		保健体育		1 単位	1 学年、4 学年
		基礎英語	1 単位		1 学年
		医療英語コミュニケーション	1 単位		1 学年
		医療英語 ★		1 単位	2 学年、4 学年
		スペイン語 ★		1 単位	1 学年、4 学年
		中国語 ★		1 単位	1 学年、4 学年
		卒業に必要な単位数	5 単位	4 単位以上	
	生活・社会の成り立ち	社会学	1 単位		1 学年
		家族社会学	1 単位		2 学年
		法学（日本国憲法を含む）		2 単位	1 学年、4 学年
		政治と国際関係論		1 単位	1～2 学年
		経済学	1 単位		1 学年
		文化人類学		1 単位	1 学年、4 学年
		ジェンダー論		1 単位	1 学年、4 学年
		情報学		2 単位	1 学年、4 学年
		統計学	1 単位		2 学年
		統計学演習	1 単位		2 学年
		卒業に必要な単位数	5 単位	3 単位以上	
看護学分野	発達過程に共通する看護実践	基礎薬理学	1 単位		2 学年
		臨床薬理学	1 単位		2 学年
		臨床検査学	1 単位		2 学年

		病態学概論	1 単位		1 学年
		病態学各論Ⅰ （消化器・循環器）	1 単位		1 学年
		病態学各論Ⅱ （呼吸器・腎・血液・神経・内分泌代謝・がん）	2 単位		2 学年
		生化学	1 単位		1 学年
		栄養学	1 単位		1 学年
		人体の構造と機能Ⅰ （総論・組織・筋骨格・体液・呼吸・循環）	2 単位		1 学年
		人体の構造と機能Ⅱ （消化器・泌尿器・内分泌・生殖器・神経・感覚）	2 単位		1 学年
		免疫学	1 単位		1 学年
		微生物学	2 単位		1 学年
		グループ・アプローチ	1 単位		2 学年
		社会福祉論	1 単位		1 学年
		保健医療福祉システム論	2 単位		1 学年
		疫学	2 単位		4 学年
		卒業に必要な単位数	22 単位		
		看護学概論	1 単位		1 学年
		実践基礎看護学概論Ⅰ （看護実践の基盤）	1 単位		1 学年
		実践基礎看護学概論Ⅱ （精神看護）	1 単位		2 学年
		実践基礎看護学概論Ⅲ （公衆衛生看護）	2 単位		2 学年
		ヘルスアセスメント演習Ⅰ （基礎）	1 単位		1 学年
		ヘルスアセスメント演習Ⅱ （展開）	1 単位		1 学年
		看護技術論Ⅰ （生活環境の調整）	1 単位		1 学年
		看護技術論Ⅱ （日常生活援助）	1 単位		1 学年
		看護技術論Ⅲ （診断・検査時の援助）	1 単位		2 学年

		看護技術演習Ｉ （生活環境の調整）	1 単位		1 学年
		看護技術演習Ⅱ （日常生活援助）	1 単位		1 学年
		看護技術演習Ⅲ （診断・検査時の援助）	1 単位		2 学年
		看護過程演習	1 単位		2 学年
		生涯発達看護論	1 単位		1 学年
		精神看護方法	2 単位		3 学年
		地域精神看護方法	1 単位		3 学年
		公衆衛生看護活動論	2 単位		3 学年
		公衆衛生看護方法論	1 単位		3 学年
		健康生活支援技術Ｉ （個人・家族への看護実践）	1 単位		3 学年
		健康生活支援技術Ⅱ （集団への看護実践）	1 単位		3 学年
		行政看護管理論	1 単位		4 学年
		地域健康危機管理論	2 単位		4 学年
		看護倫理学	2 単位		4 学年
		看護管理学	1 単位		4 学年
		看護政策学	1 単位		4 学年
		国際看護論	1 単位		4 学年
		卒業に必要な単位数	31 単位		
	発達過程に焦点をあてた看護実践	生涯発達看護学概論Ｉ （周産期）	1 単位		1 学年
		周産期実践看護学Ｉ （妊娠・分娩期）	1 単位		2 学年
		周産期実践看護学Ⅱ （産褥期・新生児期）	1 単位		2 学年
		生涯発達看護学概論Ⅱ （小児期）	2 単位		1 学年
		小児実践看護学Ｉ （小児保健）	1 単位		2 学年
		小児実践看護学Ⅱ （急性状況・看護技術）	1 単位		2 学年

		小児実践看護学Ⅲ （慢性状況・ヘルスアセスメント）	1 単位		3 学年
		生涯発達看護学概論Ⅲ （成人期）	1 単位		1 学年
		成人実践看護学Ⅰ （機能障害別看護）	2 単位		2 学年
		成人実践看護学Ⅱ （診療看護）	2 単位		2 学年
		成人実践看護学Ⅲ （実践演習）	1 単位		2 学年
		生涯発達看護学概論Ⅳ （老年期）	1 単位		1 学年
		老年実践看護学Ⅰ （日常生活の支援）	1 単位		2 学年
		老年実践看護学Ⅱ （看護の機能・方法）	1 単位		2 学年
		老年実践看護学Ⅲ （看護実践方法）	1 単位		2 学年
		生涯発達看護学概論Ⅴ （リプロダクティブヘルス）	1 単位		2 学年
		助産学概論 ＊		1 単位	3 学年
		基礎助産学Ⅰ （妊娠期・分娩期） **		1 単位	4 学年
		基礎助産学Ⅱ （産褥期・新生児期・乳児期） **		1 単位	4 学年
		実践助産学Ⅰ （妊娠期） **		1 単位	4 学年
		実践助産学Ⅱ （分娩期） **		2 単位	4 学年
		実践助産学Ⅲ （産褥・新生児期） **		2 単位	4 学年
		実践助産学Ⅳ （母子の健康支援） **		2 単位	4 学年
		実践助産学Ⅴ （切れ目のない支援） **		1 単位	4 学年
		実践地域助産学 **		1 単位	4 学年
		助産管理学 **		1 単位	4 学年
		卒業に必要な単位数	19 単位		
	対象の理解実習		1 単位		1 学年
	日常生活援助実習		3 単位		2 学年
	周産期看護実習		2 単位		3 学年
	小児期看護実習		2 単位		3 学年

	急性期看護実習	2 単位		3 学年
	慢性期看護実習	2 単位		3 学年
	診療看護実習	1 単位		3 学年
	老年期看護実習	1 単位		3 学年
	在宅看護実習	2 単位		3 学年
	精神保健看護実習	2 単位		3 学年
	公衆衛生看護実習	4 単位		3 学年
	助産学実習 **		10 単位	4 学年
	卒業に必要な単位数	22 単位		
総合分野	看護基礎セミナー	1 単位		1 学年
	文献講読セミナー	1 単位		2 学年
	研究セミナー	1 単位		3 学年
	看護総合セミナー	4 単位		4 学年
	看護トピックス	1 単位		4 学年
	多職種連携論Ⅰ（医療チーム）	1 単位		2 学年
	多職種連携論Ⅱ（ヘルスケアチーム）	1 単位		4 学年
	がん看護学		1 単位	2 学年、4 学年
	へき地の生活と看護		1 単位	1～4 学年
	総合実習	3 単位		4 学年
	卒業に必要な単位数	13 単位	1 単位以上	

卒業に必要な単位数	118 単位以上	10 単位以上
	128 単位以上	

＊印は、助産師国家試験の受験資格を得ようとする者には必修となる科目

＊＊印は、助産師国家試験の受験資格を得ようとする者だけを対象に開講され、かつ、必修となる科目

★印は、3 科目のうち 1 単位以上選択しなければならない科目

変更事項を記載した書類（変更の事由及び変更点を簡潔にまとめたもの）

令和７年度の医学部入学定員については、令和２年度から令和６年度までと同様に令和元年度の医学部総定員数を上限とし、令和６年度末を期限とする医学部入学定員の臨時増員の枠組みについて、令和７年度末まで１年間延長することとなった。

これを受け、本学では、令和７年度の入学定員を再度の定員増を行わなかった場合の 100 名から 123 名に変更する。

これにあわせて、収容定員についても、令和６年度までの期限を付した入学定員増を踏まえ、再度の定員増を行わなかった場合の 600 名から 623 名に変更する。

【改正の時期】

令和７年４月１日

変更部分の新旧対照表

新

第３章　収容定員

（収容定員）

第７条　本学の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
医学部	医学科	100 人	600 人
看護学部	看護学科	105 人	420 人
計		205 人	1,020 人

2　前項の規定にかかわらず、医学部医学科の入学定員は、平成 20 年度は 110 人、平成 21 年度から平成 23 年度までは 113 人、平成 24 年度から令和７年度までは 123 人とし、医学部医学科の収容定員は、次のとおりとする。

平成 20 年度	610 人	平成 29 年度から令和７年度まで	738 人
平成 21 年度	623 人	令和８年度	715 人
平成 22 年度	636 人	令和９年度	692 人
平成 23 年度	649 人	令和 10 年度	669 人
平成 24 年度	672 人	令和 11 年度	646 人
平成 25 年度	695 人	令和 12 年度	623 人
平成 26 年度	708 人		
平成 27 年度	718 人		
平成 28 年度	728 人		

旧

第３章　収容定員

（収容定員）

第７条　本学の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
医学部	医学科	100 人	600 人
看護学部	看護学科	105 人	420 人
計		205 人	1,020 人

2　前項の規定にかかわらず、医学部医学科の入学定員は、平成 20 年度は 110 人、平成 21 年度から平成 23 年度までは 113 人、平成 24 年度から令和６年度までは 123 人とし、医学部医学科の収容定員は、次のとおりとする。

平成 20 年度	610 人	平成 29 年度から令和６年度まで	738 人
平成 21 年度	623 人	令和７年度	715 人
平成 22 年度	636 人	令和８年度	692 人
平成 23 年度	649 人	令和９年度	669 人
平成 24 年度	672 人	令和 10 年度	646 人
平成 25 年度	695 人	令和 11 年度	623 人
平成 26 年度	708 人		
平成 27 年度	718 人		
平成 28 年度	728 人		

学則の変更の趣旨を記載した書類

ア　学則変更（収容定員変更）の内容

自治医科大学医学部医学科の入学定員については、地域の医師確保等に対応するため、平成20 年度の新医師確保対策に基づく臨時定員増が認められた以降、地域医師確保の観点から現在まで継続的に増員が認められている。

令和 7 年度は、地域枠として 23 名までの臨時定員増の認可申請が認められたことから、入学定員を再度の定員増を行わなかった場合の 100 名から 123 名に変更する。

これにあわせて、収容定員についても、令和 7 年度までの期限を付した臨時の定員増を踏まえ、再度の定員増を行わなかった場合の 600 名から 623 名に変更する。

イ　学則変更（収容定員変更）の必要性

自治医科大学は、医療に恵まれないへき地等における医療の確保向上及び地域住民の福祉の増進を図るため、昭和 47 年に設立され、全国の都道府県が共同して設立した学校法人によって運営されている。本学では全国の都道府県から毎年、原則 2 名ないし 3 名の入学者を受け入れ、これまでに令和 5 年度卒業生を含め、4,978 名の卒業生を世に送り出し、全国の都道府県のへき地医療の向上に寄与してきたところである。

近年、へき地等における医師不足に加え、都市部においても医師の偏在が見られるなど、地域における医療の現状は、非常に厳しいものとなっており、専門領域を合わせ持つ総合診療医が必要とされている。このため、本学は、都道府県から入学者数を 3 名にしてほしいという要望を毎年度受けており、この要望に対応していくためには、当該 23 名の入学定員について、再度の定員増が必要である。

ウ　学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

(ｱ)　教育課程等の変更内容

医学部医学科の教育課程、教育方法等については、現在の内容で引き続き実施していくこととしており、変更は伴わないが、学生が卒業時に「総合医」に求められる広範かつ高度な臨床医学の基礎的能力を修得するため、6 年間一貫教育のカリキュラムを組んでいる。明確な目標に向け、低年次から臨床医学との関わりを重視している。

(ｲ)　教育方法及び履修指導方法の変更内容

医学部医学科の教育方法及び履修指導方法については、現在の内容で引き続き実施していくこととしており、今回の学則改正に伴って教育方法及び履修指導方法の変更は実施しない。

本学では前項に記載した趣旨に則った教育課程を継続して実施していく。

(ｳ)　教員組織の変更内容

医学部医学科の教員組織については、今回の学則改正に伴っての変更は実施しない。

平成 20 年度の入学定員 110 名、平成 21 年度の入学定員 113 名、平成 24 年度の入学定

員123名の定員増に応じて教育組織の充実を図ってきているため、入学定員123名に変更しても必要な教員数は確保されているものと考えらえる。

組織として、総合教育部門、基礎医学部門、基礎・臨床医学連携部門、臨床医学部門、総合医学部門当を設置し、適正な教員構成は、教員定数等部会が中心となり、教育、研究及び診療棟の観点から検討し、バランスの調整を図っている。

地域医療学のカリキュラムを重視する立場から、本学における卒前・卒後教育、研究の充実及び発展を図ること、並びに本学と大学拠点病院及び関連病院との連携をより強固なものにすること目的に、教育研究施設として、県内外6病院に地域臨床教育センターを設置している。

(エ)　大学全体の施設・設備の変更内容

大学の施設・設備については、平成20年度以降の医学部定員増の対応として、定員増に見合った施設・設備を確保しているため、改めての施設・設備の変更は実施しない。

平成20年度以降の定員増の対応として、145名を収容する教室や実習等を要する医学部教育・研究棟（8階建てで、教育施設（1～4階）と、研究施設（4～8階））が設置されている。教育施設には、講堂1、大教室1～5、中教室1～3、セミナー24、実習室1～3を配置している。特にセミナー室では、47都道府県別会議、少数グループでのテュートリアル（3年次に行われるカリキュラムで、8～9人のグループに対し1名のテューターが指導する教育法）やOSCE（客観的臨床能力試験）等で利用している。

学生確保の見通し等を記載した書類

（１）収容定員を増加する組織の概要
①収容定員を増加する組織の概要

収容定員を増加する組織	入学定員	収容定員	所在地
自治医科大学医学部医学科	１００人	６００人	栃木県下野市薬師寺３，３１１番地１

②収容定員を増加する組織の特色

本学は、全国の都道府県が共同して設立した大学であり、開学以来、建学の精神に則り、「医療に恵まれない地域の医療の確保と地域住民の健康の増進、福祉の充実を目指し、地域医療に進んで挺身する気概と高度な医療能力を身につけた医師を養成」を教育の基本としている。近年では全国で少子高齢化が進み、地域社会を形成する中核として、地域医療がこれまで以上に重視されているが、本学では、こうした課題に対して住民や行政と一緒になり地域の保健と福祉を確保するための人材の育成及び国際的な視点をもちつつ、地域で総合的な医療を行うとともに、地域社会のリーダーとして活躍する医師の育成を目指している。

また、これからは、地域医療に加え、地域社会を守ることのできる医師が求められている。地域社会を守るためには、住民、行政、医師会など、様々な方々とコミュニケーションをとる必要があり、そのような総合力を持てる医師の育成についても目指している。

（２）人材需要の社会的な動向等
①収容定員を増加する組織で養成する人材の全国的、地域的、社会的動向の分析

平成２０年度以降の閣議決定等により、国の政策として、医学部の臨時定員を暫定的に増員する取組が行われ、全国レベルで医師数は毎年３，５００名から４，０００名程度増加しており、中期的な医療ニーズや医師の働き方改革を織り込んだ医師の需給推計を踏まえると、今後需給が均衡し、その後人口減少に伴い将来的には医師需要が減少する局面になることから、今後の医師の増加のペースについては見直しが必要とされている。しかし、医師の地域偏在・診療科偏在は依然として存在しており、現に、４７都道府県から本学医学部増員（現状の定員維持）について要望されている。

本学は、医療に恵まれないへき地等における医療の確保及び向上と地域住民の福祉の増進を図るために設立された大学であることから、開学以来、関係者の協力の下、優れた総合医の養成システムを確立し、地域医療学を体系化すること等を通じ、地域医療体制の確保・充実の養成に応えている。卒業生は、出身都道府県のへき地をはじめとする医師の地域偏在を軽減するなど、地域医療体制の確保に貢献しており、各都道府県の医師の地域偏在に対する最も効果的な方策と評価を受けている。

②中長期的な１８歳人口等入学対象人口の全国的、地域的動向の分析

文部科学省「学校基本調査」に基づき、リクルート進学総研が公表している「１８歳人口予測・大学・短期大学・専門学校進学率地元残留率の動向」によると、全国的な１８歳人口予測では、２０２３年の１０９．７万人から２０２４年は１０６．３万人と３．４万人の減少と２年連続で減少傾向である。令和７年度以降は微増したのち、横ばいで推移することとなるが、２０３５年度には、１００万人を切ることとされている。

大学進学率は、２０１４年の４８．１％から２０２３年は５６．９％と８．８％上昇している。

地元残留率は２０２０年以降全ての地域で上昇しているが、これは新型コロナウイルス感染拡大の影響と考えられており、地元志向の学生が多かったことが背景にある。今後は、地方から都市部への地域間移動がさらに増加する可能性が見込まれている。

日本私立学校振興・共済事業団による「私立大学・短期大学等入学志願動向」の学部別系統別の動向においては、１８歳人口の減少に反し、医学部の志願者数は令和４年度の９７，９５７名から令和５年度は１０２，４４８名と４，４９１名の増となっており、入学定員充足率も満たしている。

このことから現状においては、１８歳人口の推移が医学部志願者数に影響することはないと考えられる。

なお、本学においてもこれまで入学定員を充足しており、令和７年度以降の定員の充足は十分に見込める。また、本学においては、専門教育を受けている方や社会に出て多用な経験をされた方を含め地域医療と地域社会を支える気概のある方へも広く門戸を開いており、１８歳の現役学生だけでなく幅広い年齢層も含めた学生も入学している。

③収容定員を増加する組織の主な学生募集地域

本学は、深刻な医師不足に悩む全国のへき地等の医療の確保と向上及び地域住民の保健・福祉の増進を図る目的で、すべての都道府県から２名ないし３名を現役、社会人の区別なく選抜しているため、４７都道府県を学生募集地域としている。

④既設組織の定員充足の状況

本学医学部の入学定員については、平成２０年度に新医師確保総合対策に基づき臨時定員増が認められて以降、全国知事会（全都道府県）からの要請を受け、現在まで臨時の定員増を行っている。

医学部における過去５年間の平均志願者数は約２，３００名、受験者数約２，２００名、定員充足率は１００％となっている。このことから、今後も学生を確保できる見通しである。

また、看護学部においては、過去５年間の平均志願者数は約 320 名、受験者数約 320 名、定員充足率は１００％となっている。

（３）学生確保の見通し

①学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果

ア　既設組織における取組とその目標

本学は、深刻な医師不足に悩むへき地等の医療の確保と向上及び地域住民の保健・福祉の増進を図るため、全国の都道府県が共同して設立した大学であり、学生はすべての都道府県から２名ないし、３名の入学者が選抜される。志願者の確保については、本学、各都道府県及び各都道府県に勤務する本学卒業生が一丸となり、全国各地での大学説明会を実施している。

また、本学の建学の精神を理解した多くの優秀な志願者を確保するため、「オープンキャンパス」、「高校の進路指導教員大学説明会」、「高校生小論文・プレゼン動画コンテスト」、「大学説明会」を開催し、志願者、保護者及び高校教員等に本学の学生教育・学生生活の特徴、卒業生の活躍等の情報提供を行うなど様々な広報活動を全国的に実施している。

さらに、本学ホームページでは医学部受験生特設サイトを作成し、学生・教員・卒業生の生の声、イベント案内などを中心に本学の魅力をより分かりやすく発信している。

YouTube 及び Instagram 等の SNS については、地域で活躍する卒業生の紹介や学内の行事ごと等のトピックスや学生の活動の紹介など、在学中や卒業後の医師として活動を想像できるよう積極的に発信を行っている。登録者数を増やすため、ホームページ、オープンキャンパス、大学説明会において、周知をしている。

イ　収容定員を増加する組織における取組とその目標

本学の建学の精神を理解した優秀な志願者の確保のため前述のとおり、全国各地における「大学説明会」や「オープンキャンパス」などの広報活動に取り組んでいる。

「オープンキャンパス」については、参加者は年々増加している。近年は新型コロナウイルス感染症の影響で Web での開催であったが、令和６年度は、３日間の実地開催（２日は開催済）として、多くの高校生及び保護者の参加があり、地域医療における本学の役割や教育内容・特色の理解しつつ、在学生と直接対話することで、入学後の学生生活を身近に感じてもらう良い機会となっている。

「大学説明会」では、各都道府県と協力して、地元での大学説明会を積極的に開催することにより、本学の地域における役割を理解するとどともに、当該都道府県の卒業生の地域での診療活動や地域住民との交流等について理解を深めている。

本学の建学の精神を理解した優秀な学生を確保するため、今まで以上に実地での説明会の開催数を増やすよう各都道府県に働きかけを行うとともに、都道府県職員、卒業医師の協力のもと、本学の特色を発信するために実地開催の他、オンラインでの説明会も活用することとしている。

また、本学の知名度をあげるため、東京駅や羽田空港及び志願者が少ない都道府県の主要駅、空港などに広報動画やポスターを掲載するなど、多様な広報活動を展開して、学生の確保に繋げている。

ウ　当該取組の実績の分析結果に基づく、収容定員を増加する組織での入学者の見込み数

大学説明会やオープンキャンパス等でのアンケートにおいて、本学への関心度は高く寄せられており、入学定員増初年度である平成２０年度から、志願者数及び受験者数は毎年約２，０００名であり、その結果、各年度とも医学部入学定員１２３名に対し入学者は１２３名で定員充足率は１００％を確保している。

このことから、再度の収容定員の増加における学生の確保については、問題なく充足できると考える。

②競合校の状況分析

ア　競合校の選定理由と収容定員を増加する組織との比較分析、優位性

本学は、深刻な医師不足に悩むへき地等の医療の確保と向上及び地域住民の保健・福祉の増進を図るため、全国の都道府県が共同して設立した大学であり、学生はすべての都道府県から２名ないし３名の入学者が選抜される。このため、全ての医学部と競合することとなる。特に医学部の地域枠制度は、本学と類似する制度であり、地域枠を設置している大学は競合することとなる。

しかし、本学は地域枠と異なり全学生に対して地域医療に重点を置いた教育カリキュラムを課していること、また、各都道府県に勤務している卒業生との人脈により、学外の実習施設が充実していること等は地域医療を学ぶ学生にとっては優位であると考える。

イ　競合校の入学志願動向等

本学は、全国の都道府県が共同で設立した大学であり、学生はすべての都道府県から２名ないし３名の入学者が選抜せれることとなる。その特殊な選抜方法のため、全国各地の大学・医学部と競合することとなることから、全国の競合校の状況を把握することは困難である。

ウ　収容定員を増加する組織において定員を充足できる根拠等

本学は特に地域枠を設置している大学との競合となるが、過去５年間の志願者数は、年度の変動はあるものの、一定数の志願者を得ており、また、定員充足率は１００％であることから定員の充足は可能であると考えられる。

エ　学生納付金等の金額設定の理由

本学部学科の学生納付金については、次の表のとおりとする。

なお、今回の学則改正（医学部定員増）に伴っての変更は実施しない。

本学は、全国の都道府県が共同で設立した大学で、医療に恵まれない地域に自ら進んで貢献する医師を養成することを目的としており、経済的事情により高い資質や志が行き場を失わないよう、また、学生全員に平等な学びの機会を提供するために必要な条件を満たすことで入学金、授業料が免除されることとなっている。

大学名	入学金	授業料	実験実習費	施設設備費	合計
自治医科大学	1,000,000 円	1,800,000 円	500,000 円	1,300,000 円	4,600,000 円

（4）収容定員を増加する組織の定員設定の理由

全国知事会（全都道府県）からの要請に応えるため、平成２０年度から平成２９年度までの「新医師確保総合対策」による１０名及び平成２１年度から平成２９年度までの「緊急医師確保対策による３名及び平成２４年度から平成３１年度までの「新成長戦略」による１０名が、それぞれの期間終了をもって、「新成長戦略」における「地域の医師確保の観点からの定員増（地域枠)」として、臨時的に容認されることとなり、全国知事会等からの要請により、令和７年度も同様の定員を増員することとする。

別記様式第３号（その１）

（用紙　日本産業規格Ａ４横型）

教　　　員　　　名　　　簿

学長又は校長の氏名等						
調書番号	役職名	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有学位等	月額基本給（千円）	現　職 （就任年月）
1	学長	永井良三	-	医学博士	-	自治医科大学学長 (H24.4)